

平成22年第5回東大和市議会建設環境委員会記録

平成22年12月20日（月曜日）

出席委員（7名）

委員長	中村庄一郎君	副委員長	蜂須賀千雅君
委員	吉野孝君	委員	関野杜成君
委員	押本修君	委員	長瀬りつ君
委員	尾崎信夫君		

欠席委員（なし）

委員外議員（5名）

議長	粕谷洋右君	4番	粕谷久美子君
19番	御殿谷一彦君	21番	大后治雄君
22番	二宮由子君		

議会事務局職員（4名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	桜井輝幸君
議事係長	下村和郎君	主事	指田弘安君

出席説明員（7名）

副市長	氏井博君	市民部長	榎本豊君
建設環境部長	並木俊則君	産業振興課長	高杉春行君
都市計画課長	内藤峰雄君	土木課長	木村哲夫君
環境課長	松本幹男君		

会議に付した案件

- (1) 第76号議案 市道路線の廃止について
- (2) 第77号議案 市道路線の一部廃止について
- (3) 22第13号陳情 三市共同資源物処理施設に関する陳情
- (4) 22第14号陳情 市長の市議会答弁に関する陳情
- (5) 22第16号陳情 環太平洋連携協定参加に反対する政府への意見書提出を求める陳情

午前 9時47分 開議

○委員長（中村庄一郎君） ただいまから平成22年第5回東大和市議会建設環境委員会を開会いたします。

○委員長（中村庄一郎君） 第76号議案 市道路線の廃止について、第77号議案 市道路線の一部廃止について、以上2議案を一括議案に供します。

お諮りいたします。

以上2議案の審査に先立ち、これより現地視察を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

それでは、これより現地視察を行います。

〔 現地視察 〕

○委員長（中村庄一郎君） 現地視察により路線の状況を確認いたしましたので、これより審査を行います。

2議案につきましては、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（中村庄一郎君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（中村庄一郎君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第76号議案 市道路線の廃止について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○委員長（中村庄一郎君） 採決いたします。

第77号議案 市道路線の一部廃止について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○委員長（中村庄一郎君） 次に、22第13号陳情 三市共同資源物処理施設に関する陳情、本件を議題に供します。

本件につきましては、前回の委員会におきまして、12月27日に行われる三市の市長の協議の結果を経てから審査すべきとの理由により、継続審査の動議が可決されております。このため、本件は閉会中の継続審査とし

たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、本件を閉会中の継続審査と決めます。

○委員長（中村庄一郎君） 次に、22第14号陳情 市長の市議会答弁に関する陳情、本件を議題に供します。
朗読いたさせます。

○議会事務局次長（桜井輝幸君） 朗読いたします。

22第14号陳情 市長の市議会答弁に関する陳情

○委員長（中村庄一郎君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（長瀬りつ君） 市長の議会答弁に疑義がありますというその理由ですけれども、確かに資料を出していただきまして、9月議会の答弁で市長は3回ほどおっしゃってます。都そのものが都市計画決定できないという判断を示しているとか、状況を説明した結果、現況では都市計画決定はできないというお話を受けているとか、6月に都に担当職員がお邪魔して、担当の都の職員から、現況では都市計画決定はできないという話を得ましたというふうにも答弁がありますし、先日の12月8日の市長答弁でも、都が都市計画決定ができないというふうに言っていましたというふうにおっしゃっていましたが、この理由を読みますと、6月には東大和からは行っていない、訪問も協議もないというふうなことが東京都に問い合わせをしてわかったというふうに書いてあるんですけれども、まず6月に協議をしに行っているのかいないのか、行ったとすればどなたが行かれたのか、聞かせてください。

○建設環境部長（並木俊則君） 三市共同資源物の処理施設についての、6月に東京都のほうに協議に行っている部分というのは、私ども建設環境部、担当の都市計画課、ございません。協議という部分では、この部分の正式な書類で何かのやりとりというのは一切ございませんので、私ども、この市のこの想定地の部分については不可能であるという、6月23日の庁議の決定、それをいろいろな情報、いろいろなものの考え方から、このような形に都市計画の決定の部分にしたわけですが、その中で担当部として、担当課としていろいろな情報収集をそれまでに行っていたという部分でございます。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） 都市計画課も行っていないんですか。都市計画課も行っていない、東京都に協議には、建設環境部の担当の職員は行っていない、けれども都市計画のほうの担当の職員は行ったんですか、行ってないんですか。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 都市計画課の職員も6月には協議には行っておりません。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） どうして行っていないのに、6月に都に担当職員がお邪魔しまして市長が答弁するのはなぜでしょう。

それと、6月のその23日の庁議の決定の中に幾つか理由が書いてありましたけれども、その中にも東京都との協議で東京都が不可能と言ったというふうなことがついてたような気がするんですけど、それはそれでいいとして、じゃ市長がこのように答弁されたのは、勘違いですか。

○建設環境部長（並木俊則君） 今回のこの想定地への3市の資源物の共同の処理施設という部分につきまして、

私ども担当部、担当課は当然部のほうにございます都市計画課と環境課になりますが、先ほどお話ししましたように、6月に限定して東京都のほうに担当職員が出向いた中での出張の部分はございません。

ただ先ほどもお話ししましたように、6月23日にこの想定地への施設の受け入れは不可能という庁議での決定をするまでの間ですね、先ほどもお話ししましたようにいろいろな、情報の収集、あるいはそれぞれ法的なもの、法令等の部分の確認とか、数カ月私ども担当として、ここの部分も通常のほかの民間の開発あるいはほかの施設と同じように、常に開発の担当のものについては、いろいろな角度から情報収集をして、それをいろいろなものに照らし合わせて情報として持っておりますので、それと同じふうはこの想定地への施設についても、いろいろなことからですね、この部分、どのような形になるのかということも含めまして、内部でも検討してきたところです。その中で、数カ月いろいろと情報収集とか、東京都に相談した部分とかございますので、そういった、それはもう昨年から続けているところなんです、その部分をですね、いろいろまとめた中でこのような発言になったというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） まあ、数カ月にわたって東京都に相談——ついででしょうね、きっとね、ほかにも相談があつて行かれたんでしょうけれど、直近で、じゃ6月じゃなくてもいいですけども、直近で東京都に相談をし、この三市共同資源物処理施設建設について協議をされた日にち、当然出張命令あると思いますし、報告書もあるでしょうから、それらをちょっと示していただけますか。

○都市計画課長（内藤峰雄君） まず日にちでございますが、都市計画課で東京都に相談に伺ったのは、平成22年の2月25日でございます。大分日にちが離れているというふうに見受けられますけれども、これにつきましては、ごみ処理施設につきましては、規模によっては建築基準法の規定により都市計画に位置づけなくてはならないということがございます。それで、3市共同でこのような計画が進んでいるということがありました。まだ決定はされていませんが、計画段階から都市計画部門とごみ処理担当部局ですね、そういったところが環境局であったり、都市整備局といったようなところをあわせて、いろいろと連携をとって考えていかなければ、こういった施設の決定には難しいだろうというのがございまして、都市計画課が特にこういった事務を進めていく上ではどういったことが必要かということを確認するために2月にお邪魔したということで、そこでお話を伺っております。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） じゃ、そのときの出張のあれがありますよね。（発言する者あり）きちんと出してくださいよ。どんな話をしてきたのかということを出してください。その後です。発言中です。

それを出していただきたいのと、2月にどういう話をされて、どのような協議の内容なのかというのは、まあ協議の内容は出していただければ、見ればわかるんですけども、それしかないわけですよ、東京都と協議されたのは。であるのにもかかわらず、市長ははっきり平成22年6月、担当職員が都に行ってっていうことを3回ぐらいおっしゃってるわけですけど、これ何か別の問題が生じますよね、こういうことでは——と思うのですが。なぜ市長がそういう答弁をされたのかは、だれも答えられないですね。

だから、いや、議会としてきちんと問題にしななければいけないので。こんな答弁、議会でされてたんじゃありませんよね。だから本人じゃないので、なぜこういうふうな答弁をするに至ったのかっていうところですよ。全然別件の問題だよ、これ。

○副市長（氏井 博君） まあ……（発言する者あり）いやいや、ちょっと、今これからお答えしますんで、

ちょっと待ってください。

先ほど都市計画課長のほうから話ありましたように、2月25日に都庁のほうに、都市基盤部調整課のほうにお伺いしまして、事前の相談をさせていただいたところでございます。そのことをもとにですね、その内容は変わってございませんので、先ほど担当部長が申し上げましたように、そのことをもとに6月にですね、いろいろ協議をしてそういう決定をされたということを総合して言われたんだろうというふうに思いますが、東京都に行ってるのは2月25日でございます。

○委員長（中村庄一郎君） 傍聴の方に申し上げます。

議事進行に影響がありますので、会議中は静粛に願います。

○委員（尾崎信夫君） こういう発言を市長したわけだから、それはそれでどうするか。ただし、現実はこの2月に東京都、2月21日ですか。（「25」と呼ぶ者あり）25日にお伺いした内容が、ぜひ御紹介いただけたらと思います。当然環境アセスの問題とかさまざまあるんだろうと思いますし、そもそもそこはどういう説明を受けたのか、ちょっとその説明をお願いできますか。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 都市計画施設、ごみ処理施設に係る事前打ち合わせということで、相談に伺いました。

大きく3点ほど確認というか、相談をしております……（「もし資料あるんなら、それ配れないですかね」と呼ぶ者あり）会議録……。 （発言する者あり）

じゃ、済みません、簡単に御紹介させていただきます。

1点目が都市マスタープランへの位置づけということで伺いました。と申しますのは、平成12年に策定いたしました都市マスタープランに、この3市のごみ処理施設というのは位置づいておりません。これは当時作成しているときに、一部事務組合でこういった計画があるというようなことは把握できておりませんでした。そういったことから、都市計画の基本的な方針というマスタープランに位置づいてないために、その扱いをどうしたらいいかっていうようなこと、当然主管課としては気になることでございましたので、相談に伺いました。これに対して東京都のほうでは、こういったことはほかのところでもある、後づけになるような、事後の見直しの際に位置づけるっていった方法もありますけれども、議会や都市計画審議会に十分説明ができるように整理をしておく必要があるんじゃないですかというお話を受けました。

2点目が、都市計画決定の手續及び同意に当たり都が確認する事項ということでございますが、これは都市計画法の19条の第3項に基づくものでございまして、この処理施設につきましては市の決定のものでございます。市が判断し都市計画決定をするものでございますが、東京都に協議をし同意を得る必要があります。そのために、こういったときに東京都のほうと調整に入ったらいいか、協議ですね、この当時行っているのはただ相談でございますが、協議をしたらいいかというようなことを聞きました。

それにつきましては、整備計画がある程度固まらないと都市計画の検討にも入れませんよねという、この時点ではつくるのが決まっておりますので、そのような話になっております。

また、3市の共同のものでございますから、それを設置する東大和市だけで都市計画決定をするのか、都市計画では行政区域を超えて都市計画決定することもできます。それは「できる規定」でございますが、他の2市、構成市の2市が同じように都市計画決定をするのかどうかについても伺いました。それは、そのことに対しては関係主管で調整してくださいというお話を受けております。

また、その先に進みまして、東京都が同意していく上では、法律に適合してるか、廃棄物処理法は当然でござ

ございますが、都市計画法に適合してるかどうか、あと上位計画との整合性、先ほど申しましたけれども、都市マスタープランといったようなものにも整合性があるかといったようなところです。

それから、広域的な調整、3市で調整ができているのか、またこの3市共同のものについて計画出されているものについては、法律や条例の環境アセスメントの対象の施設ではございませんが、それに似たようなミニアセス的なものが必要ではないか、周辺環境に影響を与えるということで、そういったこともする必要があるんじゃないかというようなことを受けています。

それから、交通処理計画ですね、周辺に与える交通処理計画等についても、きちんと整理しておく必要があるだろうということを受けております。

それで、同意協議につきましては今後のこととなりますけれども、住民等の理解が得られると見込まれる段階になったら、されるのが一般的ですよというお話を受けております。

3点目、最後のお話ですが、最近このようなごみ処理施設を都市計画決定したようなところ、参考になるようなところがあればということで伺ったところ、ふじみ衛生組合——調布市、三鷹市で運営しているふじみ衛生組合の取り組んできた内容が参考になると思うということで、お話をいただいたという内容でございます。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） その環境アセスには該当しないけど、ミニ環境アセスということですか。それから周辺自治会というか、周辺地域住民、それから議会がどういう判断をしたかということについては、東京都としてはどういう返事があったのか。その辺もちょっとお尋ねしたいんですけど。

○都市計画課長（内藤峰雄君） この2月の時点では、そういうような、市というか一部事務組合がつくるということが決定されているものでもありませんし、市として決定に向けて直ちに動くというような時期ではございませんでした。また議会等でもその後議決されたような、採択されたようなことが起きていませんので、あくまでこういった計画があったとき、都市施設を都市計画決定する上ではどういったことが必要かということで伺ったもので、そのような具体的なことは相談しておりません。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） 内容に入っちゃうんですけど、建てるのは市じゃありませんからね、東大和市が建てるんじゃないから、3市で決定がなされて初めて協議が始まるんですか。決定がなされない場合に協議は入れないということなのか、ちょっとその辺、さっきの説明の中でそれがちょっとわかりづらいんですけど。

○建設環境部長（並木俊則君） 都市計画決定の簡単な流れをちょっと御説明したいと思います。この想定地に想定される施設、大まかな部分でございますが、それをですね、私どもこういうような建物だろうというあくまでも想定ですが、それでいろいろな情報収集等をして、内部で検討してきたわけですが、この想定される建物につきましては、建築基準法のごみ処理施設という部分に該当するだろうということの中で、そのごみ処理施設を建設する場合には、都市計画決定が必要というふうな形になります。それは建築基準法にのっとりしております。

そういった中で、都市計画決定の流れでございますが、今都市計画課長がお話ししましたように、最終的には市の決定事項の都市計画決定になりますが、その中で、前段で東京都知事の同意が必要とする案件というふうになります。その場合に、一般的な考えでございます、あくまでも一般的な考えで、まずそういった建物を建てるといったときに、市が原案を作成するのが最初になります。その原案を作成した場合に、原案についての説明会等を開催するというので、案の作成等が必要になります。

その後、東京都知事に協議を申し出、知事からの同意の通知があった場合に、その後いろいろな法令に基づいて公告とか案の縦覧とかが行われ、都市計画審議会に付議されてそちらで審議をされるというふうな形になり、都市計画決定というふうな運びになればということで、最終的には告示という行為になりますが、その第一段の市の原案を作成する、その部分については、当然のごとく素案を作成した中で、市民の皆様の意見を反映させる必要がございますが、まずその最初の懇談会の開催につきまして、必要となる部分で、この施設の基本構想——名前を仮に基本構想としますと、基本構想というようなものが各市の議会で、言葉はあれですが、承認というか、そういうふうなものがある程度認められていなければならないというのが最初でございます。

そうしますと、最初の基本構想がいまだ作成までには至りませんし、その前段で、東大和市議会のほうで施設の見直しの決議が多数により可決されているという状況の中では、6月23日に庁議で決定しましたように、都市計画決定については、施設の建設については非常に不可能というような、都市計画上のことが一つの理由にありまして、6月23日の庁議の理由の一つのところを持っていったわけでございます。

いずれにしても、都市計画決定の流れの中で、まだ東京都に協議なんていう部分をする、そのような段階までは当然行ってません。その前の前の前ぐらいのところ、今のような状況になっているというところでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） それともう一つは、これ3市の共同施設ですから、3市の協議がまとまらないことには協議まで入らないということなんですかね。そもそも事前相談、要するに建てるという決定がなされていないわけですから、そういうことになるのか。それから地域住民が反対している中では、さっきのミニ環境アセスというお話があったようでもありますけれども、地域住民の了承というのは大事な課題になるのかどうか。そのところをちょっとお尋ねしたいんですが。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 冒頭でも申し上げましたけれども、都市計画の部署とごみ処理の部署、あわせて連携し、いろいろと計画を詰めていく、なおかつ都市計画決定するには、ごみの処理施設の関係では許可が必要になりますので、そういった許可のめどが立たない限り、都市計画の方向にも進まないといったような関係でございます。ですから先ほど部長からも答弁がありましたけれども、少なくとも基本計画等がまとまり、周辺住民の方たちも、こういった迷惑施設に対して100%の周辺住民の同意が得られるということはありません。ただし、説明を尽くし、ある程度の理解を求めたといった段階でなければ、都市計画のほうもなかなか進まないものではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） とりあえずごみ処理施設との、また廃プラのこの施設との問題があるわけなんです、3市の共同施設については、ごみ処理施設を建て替えるために、その一部を廃プラを東大和市にという、想定地にしたんだと思うんですけれども、この辺のことはどうなっているのか。それから、現在3市共同の処理施設がどういう方向になっているのか。そこもちょっとあわせてお尋ねします。

○建設環境部長（並木俊則君） 小平市、東大和市、武蔵村山市、それと小平・村山・大和衛生組合の4団体で、三市共同資源化事業という大きな構想を持っています。その中の一つとして、3市の共同資源物の処理施設をという部分の構想がありまして、その部分、想定地を現東大和市の暫定リサイクル施設にというような案ができて、それを4団体で現在に至るまでいろいろな形で論議をされた中で想定地として持ってきたわけですが、今の段階では先ほどもお話ししましたいろいろな状況があって、東大和市としましては、この想定地での施設

は受け入れは不可能というような状況になったというのが、6月23日の庁議で東大和市として決定したのが事実でございまして、その後いろいろなやりとりがありまして、現在は12月27日に3市長が集まった中でこのお話をするというような環境になっているという状況でございます。

以上でございます。

○委員（吉野 孝君） 再度確認なんですけど、まず6月に市から訪問はしていない。そしてさらに、協議もない。そういうことを確認したいんですが。

それと、25日のことについての答弁はわかりました。それは結構です。

以上です。

○建設環境部長（並木俊則君） この件に関しまして——この件というのは3市の共同の資源物処理施設の建物に関してのいろいろな情報収集に関しまして、平成22年6月に私ども建設環境部の都市計画課の職員、あるいは環境課の職員が、都庁のほうに相談あるいは情報収集で出張した経緯はございません。先ほどもお話した2月25日に都市計画課の職員が行った経緯でございます。

協議という言葉がいろいろと出てございますが、都市計画の決定に対する協議というのは、先ほども私のほうでお話ししましたように緒についているわけではございませんで、協議という言葉いろいろ使われると思っておりますが、私どもはいろいろな情報収集、あるいは都への相談、法令等の照らし合わせ、そういうことをもってして、6月23日の庁議で、都市計画のところの部分についてはなかなか、建設については不可能という中で、都市計画決定の手続を進めることは困難と、不可能というようなことに決定をしたところでございます。

以上でございます。

○委員（吉野 孝君） 市長答弁の中にですね、訪問して説明した結果ということがありますけれども、訪問してないんですから、説明もしていないということは確認できたと思います。

協議の件なんですけど、私の会派ではありませんけれどもこの質問者がですね、さらに再度確認するというところで、東京都とも協議の上、不可能であるという認識に立ったということかということを行っているんですね、市長に対して。そしたら市長は、そういうことかということを行っています。

ということになると、この協議の上というふうになっていますから、これが上のほうに引っかかってきますから、6月の時点で協議をしたということはないということですか。

○副市長（氏井 博君） 先ほど申しあげましたように、基本となりますのが2月25日に事前協議が基本となっております。（「事前相談」と呼ぶ者あり）ああ、事前相談ですね。事前相談が基本になっておりまして、今それで市長が申しあげたですね、議事録がそういうことかということ、それ以降の都市計画決定の内容について、東京都と事前相談しておりますので、そのことについてそういう内容かというふうに申しあげたものかというふうに思っております。

○委員（吉野 孝君） その協議だとか、訪問したとか、説明したとかということについて、市長がこれ言ってるわけですから。でもそのことを聞いたかということですね、市側のほうは2月25日の話以降の話をされてね、そういうものをもろもろの中で判断されて言ったのではないかみたいな話ですよ。

私、ここでね、こう議事録としてきちんと残っているわけですから、6月にやはり担当職員が行って、説明をしてということがあるわけですから、これがないということは明確じゃないんですか。だから私、2月25日以降の話は聞いていません。答弁してください。

○副市長（氏井 博君） 先ほどから何回かお話していますように、6月に担当職員が行ったという記録はご

ございません。その時点はないんですが、先ほど申し上げましたように……（発言する者あり）いやいや、それ……（「それでいいんですよ」「ちょっと待って、答弁中ですから」と呼ぶ者あり）その事前相談をもとに、総体的に判断したのが6月だと、そういう意味で申し上げたんだらうというふうに思っております。

○委員長（中村庄一郎君） 議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時33分 開議

○委員長（中村庄一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

御意見ございませんか。

○委員（吉野 孝君） この陳情の趣旨そのものでは、事実関係を明らかにしてくださいということなので、質疑の中でこうした事実がなかったということが明らかになったということは、明確に言えるんだと思います。

ただですね、明らかにするだけで、この陳情をどういうふうに扱うかというのは、大変困ってはいるんです。採択すべきなのか、まあ明らかになったんだからこれ以上何も言うことないので、引き続き何らかの継続にするのもおかしな話で、さらには不採択という形もちょっとどうなのかなという。大変困ってます。

だからそういうことでいえば、これは私の意見ですけども、まあ趣旨採択か採択をすべきかなど。建設環境委員会でこの事実関係が明らかに一応なったわけですから、まあ陳情の趣旨には一応沿ったのかなど。

しかし問題としては、市長答弁の中で、議員の質問に対して事実と違うことが議事録に載っているという点からいえばね、これはまた議会として引き続き何らかのことを考えていかなきゃならないのかなというふうに思います。その点から言うとですね、不採択ではなく、引き続きこの事実関係というのは議会として市長に対して何らかのですね、この事実がなかったということについての釈明なのか、議事録に載っちゃってますから、これを削除するのかということができないと思うんですね。だからここについては、私たちの委員会ではもうこれ以上のことはできないのかなというふうに思います。そういう点から、私は趣旨採択か採択という形で、引き続き議会としての意思を市長に伝えるべきだと思います。

○委員長（中村庄一郎君） それは意見として承ります。

質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

○委員（長瀬りつ君） 今までの質疑の中で、市長答弁というのが、実際には行っていなかったという事実がわかりました。

たとえ一般質問における市長の答弁とはいえ、市長答弁全般に対する信憑性が問われる問題だというふうに思っていますので、繰り返しこういう虚偽の答弁を繰り返した理由と、その説明を議会に対してする必要があると思っておりますので、採択されることをお願いいたします。

○委員長（中村庄一郎君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

22第14号陳情 市長の市議会答弁に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（中村庄一郎君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

ここで説明員交代のため、暫時休憩いたします。

午前11時37分 休憩

午前11時38分 開議

○委員長（中村庄一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（中村庄一郎君） 次に、22第16号陳情 環太平洋連携協定参加に反対する政府への意見書提出を求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会議務局長（桜井輝幸君） 朗読いたします。

22第16号陳情 環太平洋連携協定参加に反対する政府への意見書提出を求める陳情

○委員長（中村庄一郎君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（吉野 孝君） 今回のこの陳情はですね、これは国に対して意見書を提出してほしいということですね。これは趣旨としては明確になっていると思います。これは国が進めている問題ですから、東大和の議会としてどういう態度をとるのかというのがこの内容だと思うんです。

今回ですね、私はこれについては特に質疑というかね、長側のほうにこれをただすということではないんですが、しかし今何かあるかということ言えば、農林水産省そのものが、このTPPに参加したときの試算として調査している内容というのがあります。これは例えば農産物生産額が年間どれぐらい減っていくのかと、さらには供給熱量を見た場合に食料自給率はどういうふうに変化してくのかということも、農林水産省が出しています。

この内容については、これは新聞でも発表されていますから、その辺の認識はあれですかね、市側のほうでは一応数字としてとらえていらっしゃるのかなど。なければいいんですけども、あるんでしたら、せっかく用意していただいた資料ですからどうぞ。

○市民部長（榎本 豊君） いろいろな数字があるんですけども、本年10月に内閣官房が発表いたしました各種試算によりますと……農業だけでよろしいでしょうか。農水産、どういたしましょうか。（「農業」と呼ぶ者あり）農業に係る影響の試算でございますけれども、主要農産物10品目を全世界を対象に直ちに関税撤廃を行った場合の影響額でございますが、生産額で毎年4兆1,000億円程度。

それから、食料自給率の減少ですけど、現在大体40%ぐらいが14%に減少。それから、農業の多面的機能の損失額が3兆7,000億円程度。それから、農業及び関連産業への影響は、GDPの減少が1.6%の7兆9,000億円、マイナスですね。それから、就業機会の減少が340万人程度減るだろうというふうに試算が出されています。

以上でございます。

○委員（吉野 孝君） 今言われたのは、内閣府が10月27日に発表した内容だと思います。

確かにその後の国会の中での委員会での質疑の中でも、実際はやはりそうしたことがあるということについては、農林水産大臣もこのことについては認めています。

私はこれがですね、どうも一般的に報道機関が乗りおくれたら大変だと、参加しなかったら大変だと、そのような論調がやはりずっと来てると思います。しかし今回のこの問題というのは、日本の農業経営、または地域の地場産業である都市農業についても大変な打撃があると。これは農業だけではなくて、さらにはやはり人的な雇用の問題にもかかってくるし、サービスのとこまで要するに撤廃をしていこうという、自由にやっ
ていこうという話になってますから、これは農業だけの問題ではないということは言えるんだと思います。

やはり食料の主権そのものはきちんと自給率を確保するというをしなければね、今も報告がありましたように、現在もう50%切っている自給率が、さらに14%から13%になるんじゃないかと。こういうふうになってしまうと、自分たちが安全で食べられる食物が諸外国に依存するという形になればね、大変なことになると。

私はいろいろと調査した中でですね、メキシコでもこれがもう17年前に実施されてですね、その結果というのもこれもう出ていますよ。こういうことがですね、今はもうメキシコのほうでは大変な状況ですよ。だから、あのときにやはり農家の人たちも大変反対をしたけれども、結局は政府が進める——十分な体制をとって農業は保護していくんだというふうに言っていたけれども、18年たって見ると、メキシコでもこの関税化を撤廃したために、時限的にメキシコでもですね、15年間関税をしましよと、それ以後については廃止しましよという形をとったんですが、実際はもう発効から17年たっているという、結局は農産物の依存そのものですね、それから農家の人たちももう4割も減っているという状況が、もうこの現時点でも世界にはあるわけですね。

その点からいっても、やはりこれには参加すべきではないと。そしてやはり自給率を確保するために、国はちゃんとした政策そのものをね、きちんとたてるべきだというふうに思います。これは私のほうの意見です。

○委員長（中村庄一郎君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

○委員（長瀬りつ君） 3月の閣議決定で、新食料・農業・農村基本計画というので、三本柱が決定されています。その中には、青年の新規就農を支援するとか、食料自給率を50%目標値を定めているわけですが、これがこのTPPに参加するということになると、明らかにこの閣議決定に逆行することになるというふうに思います。ですので、農業であれば、国内の対策をきちんとまとめてからするべきであろうというふうに思っておりますし、基礎農業をきちんとどうやって守っていくのかという政策が必要だというふうに思っておりますので、この政府への意見書、提出をするべきだというふうに考えます。

○委員長（中村庄一郎君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

22第16号陳情 環太平洋連携協定参加に反対する政府への意見書提出を求める陳情、本件を採択と決するこ

とに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（中村庄一郎君） 起立全員。

よって、本件を採択と決します。

お諮りいたします。

ただいま採択と決しました本陳情につきましては、委員会として意見書を提出することとし、意見書の案文につきましては正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（中村庄一郎君） これをもって平成22年第5回東大和市議会建設環境委員会を散会いたします。

午前11時50分 散会